

## ユニバーサルサービスワーキンググループ（第9回）

### 議事録

#### 1. 日時

令和6年6月17日（月）16：00～18：01

#### 2. 開催方法

WEB会議による開催

#### 3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（東洋大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 それでは、時間となりました。始めたいと思います。

どうも皆様、こんにちは。本日も御参加いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ、第9回の会合を開催いたします。

本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

まず最初に、事務局からウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。

ウェブ会議での開催になりますので、本日は御発言に当たって、名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声聞き取りにくい場合等には事務局からお声がけさせていただくことがございますので、御了承ください。

本日の資料ですけれども、資料9-1から9-5まで及び参考資料9-1から9-2でございます。なお、本日の資料には構成員限りの機微な情報も含まれていますため、システムにおける表示では傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報について、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。また、御発言いただく際には、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

事務局からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、前回のNTTからの発表内容に対しまして、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社の3社から御発表をいただきたいと思っております。

まずは、各社10分以内で御説明いただきまして、その後、質疑、意見交換の時間を取らせていただきます。なお、本日は時間が限られているということですので、恐れ入りますが、進行の観点から、発表者には残り5分、3分、0分の時点で事務局より合図を出しますので、発表を終了していただくようお願いいたします。

それでは、まず、KDDI株式会社よりお願いいたします。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 KDDIの岸田です。本日はよろしくお願いたします。

では、早速ですけれども、資料に沿って説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。豊かな社会の実現に向けてということで、デジタル田園都市国家構想では、光ファイバの整備を通じて高度なサービスの利便性を確保し、豊かな社会を実現することが目標になっています。メタル回線から光ファイバに移っていくというのは自然な流れかと思うんですが、構想の中では世帯カバー率99.9%、残り5万世帯をどうするかというところまで来ているというところになります。

次のページをお願いします。ユニバーサルサービスの対象なんですけれども、ユニバーサルサービスはこれまで世帯を対象としているということで、モビリティは対象外と。これはこのワーキンググループでも確認済みのところですが。また、先ほど申し上げましたデジタル田園都市国家構想を踏まえまして、基本的にはブロードバンドサービスは光でやっていくと。残りの0.1%のところを光ファイバ未整備世帯については無線を活用していくということかと思っております。

次、お願いします。今度はユーザさんの実際の動向なんですけれども、加入電話を見ますと、このグラフ、左側の2000年から右側の2035年まで引いておりますけれども、2023年の時点でメタルが約1,500万、光が約4,500万、この光というのは固定IP電話ということで、徐々に光に移っていくと、固定IP電話が主流というのがユニバーサルサービスというより市場全体の動きとしての大きな流れですので、光に行くということは国の構想にも合致しているというふう考えております。

次のページですけれども、欧州の方を見ますと、やはり同じようになっていまして、SMP事業者、NTTさんのような事業者については、メタル撤去は完全撤去型が多くて、代替回線はFTTHが主流というふうになっております。

次のページをお願いします。次に、このような欧州のメタルからの移行に伴って、メタルを売却するという動きが出ておりまして、ここはちょっと細かい字でいろいろ書いておりますので後ほど御覧いただければと思いますが、例えば下の方の箱の2個目ですね、Openreach、こちらですと、イギリスですけれども、20万トンぐらい銅が回収できて、処理費用を差し引いても純利益を生み出せるというふうなお話です。

これは日本でも同じことが起きると思っておりますけれども、次の6ページを見ていただいて、これは電話の市場から光の市場に移っていくという全体的な流れを、2024年から2035年以降に向けての全体図を示したものでして、加入電話が今、1,500万ありますけれども、これが光に移っていくというところで、この移っていく中で、先ほどのメタルの売

却ということが出来ますので、公社時代の特別な資産、25兆円の一部を構成する資産の売却ということですので、NTTさんのフリーハンドにお任せするのではなくて、これは公にしっかり議論して、どう使っていくかと。特にこれはユニバーサルサービスの試算ですから、今後のユニバーサルサービスだとか光の整備なんかに使っていくというのは考えられるんじゃないかなというふうに考えています。

この表の説明をいたします。左側が2030年頃まで、あまねく提供責務ということで加入電話と書いてありますが、これは1,500万ぐらいあるのが徐々に減っていくと。公衆電話の扱いなんかはあまり議論されていませんが、これもあります。光ファイバのところはユニバーサルサービスになっていませんけれども、ブロードバンド重畳型のIP電話が4,500万あって、これは先ほど申し上げたとおり主流ですと。あと、ワイヤレス固定電話が制度としてはあって、これはエリア限定、特例的に最大60万ということで整理されているというのが今と。30年頃と書きましたのは、加入電話をやめるに当たって、光に行くにしても、ワイヤレスに行くにしても、例えば加入電話ならではの緊急通報をどうするかとか、前回申し上げた安心系サービスをどうするかといった課題がありますので、これを解決していくことが必要だと。そういう意味で、右側、こういった課題を解決しながら、加入電話を縮退させて光に移行させていく、主に先ほどの重畳型の光IP電話についてはユニバーサルサービスに指定していくと。これがデジタル田園都市国家構想を考えると原則になると思うんですけども、あと例外的に今認められているワイヤレス固定電話のエリアの緩和であるとかモバイル網固定電話が活用できないかというのは、先ほど申し上げた課題を解決して進んでいくということで、そういう意味で大きく言いますと、加入電話のあまねくから光に移って行って、ブロードバンド中心になって行って、最終保障提供責務という形に移っていけるという大きな流れを考えますと、2030年頃にはそういった検討ができるんじゃないかというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。加入電話の代替性ということで参考でまとめていますが、上の方の左側を見ていただいて、緊急通報受理機関が必要としている機能については、無線の電話ではバツとか三角がついていて、まだ課題があると。あと、下の方、安心系サービスであるとか、FAXであるとか、こういったメタル、あるいは光でできないようなサービスというのがあって、これも無線では課題があると。ただ、先ほど申し上げた課題を解決すれば、こういったものも活用していけるというふうには考えております。

次のページをお願いいたします。ワイヤレス固定電話の役務提供主体ということで、現状ですけれども、NTT東西さんが提供主体になって、あまねく提供責務を担っていらっしゃる。我々、MNOとしては、開設計画に基づいて電波法の枠の中でしっかりとエリアを整備していくというのはもちろんやるんですけれども、併せて固定電話の方については、裏方といたしますか、携帯電話を卸すという形での役割を担わせていただくということができると思っております。

次、お願いします。先ほど申し上げた課題というところなんですけれども、無線系のサービスの課題としては、一つはユーザさんの多様な利用形態、先ほど表で示したものがあるので、これへの代替策をどう示していくのか。2点目は、緊急通報受理機関の要請で呼び返しとか回線保留の機能がありますので、これをどう扱っていくのかということになるかと思えます。

次のページですけれども、まず、ユーザさんの使い方なんですけど、NTTさんが以前示された資料でいきますと、加入電話から解約された移行先がどうなっているか。先ほど見ましたとおり、やはり光IP電話に移られる方が主流で、61.4%の方はそちらに行かれています。無線系のサービス、モバイルOABJ-IP電話に行かれています方も1.4%ですけど、いらっしゃる。1.4%に行く方、僅かなんですけど、一定の方がいらっしゃる。逆に言うと、少ししか行かないのはなぜかというところなんですけれども、次のページを見ていただいて、これは弊社の加入電話相当、メタルプラス電話というのをやっていたけれども、これをやめるときに、無線のサービスを御案内したわけですけれども、なかなかそれでは困るということで、NTTさんの加入電話に移られたり、光に移られたという方々ですけれども、理由を聞いてみますと、やはり安心系サービスが利用できないという方が、結構な割合いらっしゃるって、高齢なため緊急通報ボタンが使えないと困るとか、ここに書いてあるようなことがあったと。あとはFAXであるとかガス検針が使えない。あと、右下にあるような無線利用がそもそも固定と違って安定性の問題とか災害時を考えると不安だという方も結構いらっしゃるというのが理由でした。無線はこういった課題がありますということですね。

だからといって、これを使わないということじゃなくて、次のページですけれども、メタルから移っていただくときの代替策をやっぱりしっかり提示することが必要かと思えます。ワイヤレス固定電話が導入されたときの答申で、NTTさんについては、こういった安心系サービスみたいなものについては代替策を講じてやっていくことが条件として出て

いて、答申で示されていますけれども、こういったものにNTTさんの方で取り組まれていると思いますので、こういったふうに講じられているのか利用者に明示していただいて、メタルから代替できるようにしていけばいいのではないかとこのところでは。

欧州の方でも同じようにやはりメタルから移行するときに同等の品質の代替サービスの提供を確保することが義務付けられているというのを次のページにまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次のページをお願いします。一方の2個目の緊急通報受理機関の方ですけれども、こちらは回線保留だとか呼び返しに準ずる機能が固定電話ではあるということで、ちょっと古いデータですけれども、年間259万件の110番通報があるとか、こういった形で利用されている実態はありますと。これが回線保留だとか、そういったことで人命に関わるところで使われているという事実はあります。

これについてですけれども、次のページをお願いします。緊急通報受理機関の方でこういった機能を今後どうしていくのかというところは、全国の消防本部であるとか警察と確認を取って正式に見解をいただいて、これをどう扱うかを進めていく必要がありますし、また、先ほどの1個目の安心系サービスだとか利用者のいろんな利用形態についても十分な説明をして代替策を御案内していくということが必要であるというふうに考えております。こういった課題をしっかりと解決した上で、あまねく提供責務を最終保障提供責務の方に移すかどうかというところも検討するということが前提条件になるかなというふうに思っております。

最後のページ、まとめでございます、16ページです。最初の方で申し上げましたとおり、デジタル田園都市国家構想で光世帯カバー率99.9%というのが目標になっておりますし、実際、電話のニーズというのは多くはメタルから光に移行しているという実態があります。残りの加入電話1,500万も、この構想に合致して光に移行するのが原則だろうというふうに考えます。その際に、移行ができれば、国民資産であるメタルの売却利益をユニバーサルサービスとか光に活用できると思いますので、ここの議論が必要かと思えます。また、メタルから移行していく上で、先ほど申し上げた2つの課題、多様な利用形態について、コスト観点だけじゃなくて、利用者目線でちゃんと代替策を示していく。それから、緊急通報受理機関については、機能の要請を受けていますので、これを今後どう扱っていくのかというところの確認、こういったことをして、あまねく提供責務から最終保障提供責務に移行する場合の課題解決というのをまずやった上で、そういった議論をしていけばいい

んじゃないかと。そういうことで、全体としてはメタルから光を中心に移って行って、より豊かな社会に移行できるのではないかというふうに考えております。

本編はここまでなんですが、ごめんなさい、時間をオーバーしていますね、19ページでちょっと一言だけ申し上げておきます。前回、プライスキップの議論がされましたけれども、プライスキップの適用とユニバーサルサービスの低廉性の問題というのは別問題ですので、通信弱者の保護は電話のユニバーサルサービスとしてどうしていくかというところ、低廉性、アフォーダビリティをどう扱うかというのは丁寧な議論が必要だというふうに考えておりますので、最後に紹介させていただきます。

以上、ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、ソフトバンク株式会社よりお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 ソフトバンクの山田です。資料9-2に沿って御説明いたします。

1枚おめくりください。制度の在り方ですけれども、NTTさんのメタル縮退計画に基づく利用者利便の確保を第一とした制度設計が必要であり、具体的には下記3点の考慮が必要と考えます。順に御説明いたします。

1枚おめくりください。まず、代替サービスの在り方について御説明いたします。

1枚おめくりください。時代を見据えた固定電話の在り方ということで、デジタル田園都市国家構想や第二号基礎的電気通信役務の成立等の背景を踏まえれば、ブロードバンドと共に提供する重畳型光IP電話の利用促進が主となるものと考えております。

1枚おめくりください。一方で、固定電話単体での提供を求める利用者がございますので、こちらの対応も必要と考えます。ただ、固定電話単体サービスの代替サービスについては、個別に課題・制約があると考えており、これらの事前の詳細な検討、整理が必要と考えます。順に御説明いたします。

1枚おめくりください。まず、ワイヤレス固定電話についてでございますけれども、こちらは既に加入電話の代替として仕様も含めて整理されており、固定電話の効率的な提供のために提供要件の緩和、具体的には提供可能エリアの拡大の検討というのはいり得るものと考えます。ただし、この場合、自己設備設置義務の趣旨を踏まえれば、引き続き例外としての位置付けを維持することが適切と考えております。

1枚おめくりください。次に、光回線電話についてですけれども、こちらも仕様として

は、十分、加入電話の代替性がございますが、その収支構造は赤字とされております。また、同等の料金水準での競争事業者の提供が困難であり、競争事業者が競争可能な接続や卸メニューが設定されない限り、こちらのサービスについては提供エリアをごくごく限定することが必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。次に、モバイル網固定電話ですけれども、こちらは品質・機能面において加入電話と差異がありますので、代替サービスとして案内をする場合には、利用者への十分な差異説明が必須と考えております。また、モバイル網固定電話を基礎的電気通信役務として位置付けるか否かにつきましては、ユニバーサルサービスの基本的3要件に照らした検討が必要と考えます。

1枚おめくりください。その上で、仮にモバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に位置付ける場合の取扱いですけれども、我々といたしましては、モバイル網固定電話が電話であるという点をもって第一号基礎的電気通信役務に当てはめるのは適切ではないと考えております。この表のとおり、仕様・品質は第一号と異なる部分もございまして、また、その提供形態を見れば、むしろ、第二号に近い部分ですね、例えば通信の自由化後にサービスが提供されたとか、事業者によってサービスの差異があるとか、そういった部分もございまして。競争の中で、このサービスを開発し、提供してきた事業者の立場からすれば、仮にモバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に位置付けるのであれば、我々が市場にて現に提供しているサービス仕様や提供条件に影響を与えないことが必須条件と考えますし、そもそもこのサービスの仕様差について、利用者の十分な理解を得ることというのも必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。9ページ目は、過去に述べましたけれども、衛星についての考え方を記載したものですので、こちらは割愛いたします。

1枚おめくりください。次に、サービス移行の在り方について御説明いたします。

1枚おめくりください。今回のメタル縮退に伴う必要な対応ですけれども、代替サービスへの円滑な移行に向けた各種取組とともに、移行状況等について継続的な外部モニタリングが必要ではないかと考えております。一例としてこちらに記載してありますとおり、NTTさんに求められる対応といたしましては、利用者への周知・案内の徹底、また、メタル縮退計画に関わる情報の前広かつ詳細な開示、あとはその他競争事業者に影響する事項の開示というのも必要ではないかと考えております。また、その他必要な対応といたしましては、接続事業者含む利用者に対して上記の理解を得た上で、取組や移行状況について



継続的な外部モニタリングを実施することが必要ではないかと考えております。なお、上のところに※印で記載のとおり、メタルの縮退は多方面に影響を与えますので、ユニバーサルサービス以外の観点も考慮した上で各種取組を進める必要があるのではないかと考えております。

1枚おめくりください。次に、資産売却益の取扱いについてでございますけれども、こちらは先ほどKDDIさんからも少し触れられておりましたが、縮退に伴い発生するメタルケーブル等の資産売却益の取扱いルールの明確化が必要ではないかと考えております。今回掲載しているのはNTT西日本さんの決算説明資料でございますけれども、こちらによりますと、ケーブル売却益の活用によりケーブル撤去を実施したとされています。メタルケーブルの一部は既に売却されており、私どもといたしましては、この売却益が接続会計上どのように取り扱われているのか、また、今後、接続料への反映がなされるのか、あとは交付金への反映というのがされるのかといったような取扱いルールの明確化というのが必要ではないかと考えております。

1枚おめくりください。安定的提供を維持するための責務・義務の在り方について御説明いたします。

1枚おめくりください。NTTさんの責務につきましては、メタルの縮退を踏まえて最終保障提供責務としつつ、利用者の状況を踏まえた丁寧な移行のため、業務区域の縮小規制を設けるべきと考えます。

当社が考える移行のイメージを御説明いたします。まず、左側①のところを見ていただきますと、NTTさんの資料で代替サービスの決定とありますけれども、さきに御説明のとおり、各種課題がありますことから、現時点での代替サービスは重畳型光IP電話とワイヤレス固定電話に限られ、その他は代替サービスとして決定できないものと考えます。したがって、下の①のとおり、代替サービス候補の課題・制約等を整理しつつ、利用者の理解を醸成することがまずは必要ではないかと考えております。次に、右上の②に移りまして、課題・制約等が整理されて、かつ利用者の理解が得られたものが代替サービスとして追加決定されることになろうかと考えます。この時点では引き続きあまねく提供責務を維持して、右側の③のとおり、支障発生時の復帰先としての加入電話を確保しつつ、移行に支障・問題が生じていないことを確認し、その後に下の④のとおり責務を変更するというのが適切なプロセスではないかと考えております。なお、この責務移行を待たず、特別な資産等の譲渡・担保等を制限する措置は直ちに必要と考えます。

1枚おめくりください。前回のワーキンググループで、NTTグループさん全体として責務をかけるのがよいのではないかと御提案がありましたけれども、私どもとしましては、従前の主張のとおり、そもそもMNOに最終保障提供責務を課すことは適切ではないと考えております。加えて、特殊会社ではないNTTドコモさんに限って当該責務を課すということも、NTT東西さんとNTTドコモさんによるネットワークの一体化・情報共有等、禁止行為規制で禁じられている行為を誘発する懸念もあり、これは適切ではなく、最終保障提供責務はあくまでNTT東西さんのみに課すことが適切ではないかと考えております。

1枚おめくりください。こちらのページは以前御説明した内容でございますので、割愛させていただきます。

1枚おめくりください。まとめでございます。

1枚おめくりください。最終ページは、これまで私どもが述べてきた御説明をまとめてきたものでございますので、本日の説明は省略させていただきます。

当社の説明は以上です。ありがとうございました。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

続きまして、最後になりますけれども、楽天モバイル株式会社よりお願いいたします。

【楽天モバイル株式会社（前田取締役副社長）】 楽天モバイルの前田でございます。本日はこのような発表の機会をいただき、ありがとうございます。

次のページをお願いします。本日御説明したい内容がこちらになります。まず、1つ目に、第8回までの本ワーキンググループにおける議論を踏まえた当社意見を御説明させていただきます。次に、情報通信の今後の在り方と2035年頃に向けたメタル固定電話の円滑な移行について、当社意見を御説明させていただきます。

次のページをお願いします。まず、第8回までの本ワーキンググループにおける議論を踏まえた当社意見につきまして御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。第8回の会合では、NTT殿の発表に対し、関口構成員から未提供エリアについては電波法の中で解消すれば足りるのではといった御意見や、林構成員からMNOの未提供エリアの解消は電波の割当ての際の開設計画の進捗管理や個別の割当て条件の遂行といった別の政策ツールで取り組んでいるものといった御意見がございました。当社としましても、これらの御意見に賛同いたします。モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で既に担保されており、未提供エリアについても電波法上の

規律によってMNOが取り組んでいくべきものと考えます。第7回の会合においても申し上げましたけれども、ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務の設定は、同じ目的に対し、電波法以外の別の規律、基準が設けられる形となり、事業展開に負担と混乱を招く二重規制となるおそれがあると考えております。

次のページをお願いします。こちらは参考情報ですが、電波法の規律の抜粋になります。繰り返しになりますが、モバイルサービスの未提供エリアへの拡大は、電波法の制度によって十分担保されていると認識しております。

次のページをお願いします。こちらも参考情報として、未提供エリアの整備に向けたこれまでの制度的な取組でございます。電波利用料を活用した携帯電話等エリア整備事業等、不感地等の未提供エリアにおけるインフラは、これまでの制度的取組、政策ツールの中で確保されてきたと認識しております。

次のページをお願いします。こちらはモバイル競争領域における取組についてでございます。NTNによるモバイルサービスの拡張は、現状において各社が既に開発競争や投資を行っており、それら企業間の競争、あるいは協調により新たなイノベーションの創出につながっていると認識しております。MNOにユニバーサルサービス責務を課すとした場合、安定的な通信を必要とするユニバーサルサービス制度による山岳地帯や無人島といった不感地等への地上系基地局の設置が実質的に求められると考えており、それらはNTN等のイノベーションを阻害し、二重投資になるおそれがあると考えております。

次のページをお願いします。こちらはあまねく提供責務の確保の観点からの当社の考えを御説明いたします。第8回会合では、林構成員からメタル利用者の残る区域では、その業務区域の縮小を制限する退出規制を設けることで、あまねく提供責務を確保する仕組みについての御提案がございました。当社としましても、特別な資産を保有する特殊会社であるNTT殿が担ってきた電話のあまねく提供責務に関しては、既存ユーザ保護の観点からも、退出規制による提供責務の維持・確保に賛同いたします。

次のページをお願いいたします。こちらは第8回会合までの議論を踏まえた当社意見のまとめでございます。1つ目に、モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務は二重規制となるおそれがあるということ。2つ目に、NTNによる不感地等へのネットワーク拡張に向けた開発競争・投資を各社で行っている中、ユニバーサルサービス制度による地上系基地局の設置はイノベーションを阻害し、二重投資になるおそれがあるということ。3つ目に、固

定電話の効率的な提供と既存メタル利用者の保護の両立を図るという観点から、メタル利用者の残る区域では、その業務区域の縮小を制限する退出規制を設けることで、あまねく提供責務を確保する仕組みが必要ということでございます。なお、第7回の会合でも申し上げましたけれども、NTT東西殿がワイヤレス固定電話を提供する場合等において、当社に対し協力要請等があった場合においては、協力の可否に関する協議等に応じさせていただきたいと考えております。

次のページをお願いします。次に、情報通信の今後の在り方と2035年頃に向けたメタル固定電話の円滑な移行についての当社意見を御説明させていただきます。

次のページをお願いします。情報通信の今後の在り方として、人口減少が進む中でもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、デジタルライフラインの実現が重要であると考えております。その実現に向けては、産業政策が必要であり、基盤としての通信網の適切な構築・維持管理は極めて重要と考えております。通信網の適切な構築・維持管理に当たっては、各通信網の状況や特性等に応じ、適切な政策ツールを検討すべきであると考えております。なお、国民負担を伴うユニバーサルサービス基金制度は維持管理を目的とした政策ツールの一部にすぎないと認識しております。

次のページをお願いします。第8回の会合では、林構成員や関口構成員からNTT殿において具体的な移行計画を策定した上で、マイグレ委員会のようなものを設置し、移行の進捗計画を確認するという仕組みについて御提案がございました。当社といたしましても、これらの御意見に賛同いたします。円滑な移行を管理する委員会を設置し、移行状況等を都度モニタリングすることで、適切なタイミングで移行促進のための必要な手当等を検討する体制の確保が重要であると考えております。

次のページをお願いします。これまで申し上げた点を踏まえ、当社が考える2035年頃に向けたメタル固定電話の移行スケジュールイメージの案がこちらになります。終了対象サービスであるメタル固定電話につきましては、終了することのお客様への周知を進めつつ、同時に移行対象サービスである光IP電話やワイヤレス固定電話、携帯電話等の普及促進を進めていくという全体の流れを、マイグレ委員会を設置することで都度モニタリングし、同時に移行促進に向けた関係事業者との意識合わせ・調整を進めていくというイメージになります。この意識合わせ・調整の中で、以前のページで申し上げました移行促進のための必要な手当等を検討すべきであると考えております。繰り返しになりますが、国民負担を伴うユニバーサルサービス基金制度の活用は移行促進のための一手段にすぎず、各通信

網の状況や特性等に応じ、適切な政策ツールを検討すべきであると考えております。なお、このスケジュールにおいて、当社としてはモバイル網固定電話及び携帯電話等の普及促進に向けて、可能な限り協力をさせていただきます。

次のページをお願いします。こちらは参考情報としてNTT東西殿が作成されたPSTNマイグレーションに向けたスケジュールの資料でございます。こちらのスケジュールと同様に、終了対象サービスのお客様への周知と移行対象サービスの普及促進、そして移行促進に向けた関係事業者との意識合わせ・調整を丁寧に進めていくことがメタル固定電話の移行スケジュールにおいて求められると考えております。

次のページをお願いします。最後、補足になりますけれども、デジタル田園都市国家構想にも2027年度末に光ファイバ世帯カバー率99.9%という達成目標があるとおり、当社としては、引き続き各種情報通信インフラの相互補完を図り、特別な資産の有効活用を通じて、我が国のネットワークの発展やデジタルライフラインの実現に寄与してまいりたいと考えております。

当社からの発表は以上でございます。御清聴ありがとうございました。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

3社からプレゼンテーションをいただきました。今のプレゼンテーションの中で、特にKDDIさんからも御指摘がありましたが、緊急通報そのもの、それから緊急通報受理機関との調整等について言及がございました。この点については、以前のユニバーサルサービスの議論の中でもかなり問題になったところでもあります。この点について、事務局から説明がございましたらお願いできればと思います。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

緊急通報受理機関との調整につきましては、現在、事務局の方で警察庁、消防庁、海上保安庁それぞれと調整を進めているところでありまして、次回のユニバーサルサービスワーキンググループにおいて、その結果について御提示できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ぜひその点の確認をよろしくお願いいたします。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

本日もオブザーバであるNTT持株に加えまして、NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモからも会合に御参加いただいております。

それでは、まず、御出席の構成員の皆様の中で、御意見、あるいは御質問がありましたら、右下のチャット機能で「全員」を選択の上、発言ありとメッセージをお送りください。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 まず、KDDI様のプレゼンに対して2点ありまして、5ページで銅の売却益も明らかにした上で、ユニバーサルサービスとか光への移行とかに活用すべきだという話について興味深く伺いました。これについては、NTTさんの今後の移行計画の中で、これをどう組み込んでいくのが重要だと思います。NTTさんの方で今後しっかり売却益の見積りを移行計画の中で示していただいた上で、そういった売却益というものが相当程度見込めるのであれば、それをメタルの事業収支に反映して、かつ利用者にも適宜開示していただきたいと思います。

それから、7ページで言及されている安心系サービスの重要性についてですけど、11ページでアンケート調査が示されていて、これも非常に興味深く拝見したんですけども、NTTさんにおいて、今後の移行計画の中で、移行対象のメタル既存利用者に対して個別に現状の利用状況の調査をしていただくとともに、移行に当たって、こうした安心系サービスの希望調査を取るなどして、丁寧に利用者の意向を酌み取っていただきたいなというふうに思います。これも要望なんですけれども、以上2点について、KDDIさんのプレゼンに対してNTTさん側の応答をお聞きしたいと思います。

ソフトバンクさんに対しても2点ありまして、1点目は8ページで、モバイル網固定電話について、第二号基礎的電気通信役務と同等とすることが必須だとされているわけなんですけれども、現状のワイヤレス固定電話がそのような扱いになっていない中で、モバイル網固定電話についてだけ別の扱いにするということについて、理屈が立つのかという点、追加の論拠ないし説明が必要だと思うんですけども、いかがでしょうかというのが1点目。

それから、もう1点は15ページ目について、私も以前、NTT東西さんのユニバーサルサービスからNTTグループのユニバーサルサービスへ脱皮するというのも制度論としてあり得るのではないかというふうに申したんですけども、それは禁止行為規制をしっかり機能させて、従前の公正競争条件が担保されるということが大前提ですので、なぜそういうグループユニバーサルサービスの議論が禁止行為を新たに誘発することになるのか、その理屈が分からないということでありまして、この点についても補足をお願いします。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、順番に御回答いただきましょうか。最初の銅の売却益に関してはNTTさんになりますが、その他につきましてはKDDIさんでよろしいですね。

【林構成員】 KDDIさんのプレゼンに対して、2点ともNTTさんをお願いできればと思います。

【三友主査】 はい、分かりました。じゃあ、NTTさんから回答をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 NTT、服部でございます。

今のKDDI殿のプレゼンテーションに関する御質問の1点目、銅の売却益に関して、銅を売却した場合はキャッシュインが想定されるというのは御指摘いただいたとおりでございますが、我々としても、いつどの程度の売却益が発生するかということはまだ明確に試算しておりませんので、今後、移行計画を具体化する中で、そうした部分も明らかにしたいと思います。その中で、銅を売却した益と、撤去費用あるいは今後メタル縮退が進んでいく中で拡大していくと想定される運用上の赤字等を要素として、全体がどうバランスしていくかということをご今後検討させていただければと考えております。

もう1点は、安心系サービスという形で注意喚起いただいているものですが、これに限らず、加入電話からの移行時には、どのようなお客様影響が想定されるのか、継続利用ができない場合にどう対処するのかといったことは、御案内の中で我々としても配慮していかなければいけないと思っています。今後、移行の御案内のスク립トやお客様対応を経てどのような御案内をするかという詳細を詰める中で、このような影響を受けるサービスについても盛り込んで、具体的な計画を策定したいと思います。

【三友主査】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 ソフトバンクさんへの質問というのはございませんでしたか。

【林構成員】 はい、ソフトバンクさんにも質問、これはソフトバンクさんに対してですけれども。

【三友主査】 すみません、ソフトバンクさんをお願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 ソフトバンクの山田です。林先生、御質問ありがとうございます。

まず、8ページ目の御質問について御回答いたします。モバイル網固定電話は、確かに役務という観点ですと、電話かブロードバンドかと言われれば、それは電話にはなるんで

すけれども、もともと第一号基礎的電気通信役務は、こちらにもあるとおり、公社時代から提供されてきたメタルの加入電話が現在は指定されています。もともとメタルの加入電話は、そもそもずーっと自由化後も約款が認可制で、デタリフになったときも、デタリフの対象外として厳しい規律が残ったサービスで、それが今に引き継がれているものと理解しております。そういったサービスと、第二号基礎的電気通信役務につきましては、そもそも約款の規律というものがはなからなくて、様々な事業者で競争を通じて様々な仕様が生まれ、サービスが提供されてきたと。そういった性質の違いがあり、確かに音声かブロードバンドかという観点ですと、第一号に近い部分はあるんですけれども、市場におけるサービスの成り立ちの経緯であるとか位置付けというのを考えれば、第一号か第二号かという点でいうと、私どもは第二号に近いのではないかと考えています。そういった観点で、実際、私どもの方でもサービスを提供するに当たって、競争の中でいろんな料金を設定したり、キャンペーン等をやったりするわけなんですけれども、こちらについて、第一号と同等の規律ということになりますと、こちらにもありますとおり、約款外での提供は禁止であるとか、キャンペーンを行うために事前に届け出ないといけないといったような柔軟な対応ができなかったりするといったことがございますので、私どもとしては、仮にモバイル網固定電話を位置付けるのであれば、第二号に近いような規律の方が適切ではないかと考えたところでございます。

もう一つの御質問の15ページ目でございますけれども、確かに林先生がおっしゃるとおり、禁止行為規制が理論上100%機能すれば全然問題はないんですが、実際のところ、やはり禁止行為規制がかかっている会社間同士、資本関係もございますし、実際にこういった行為規制を機能させるためには、いわゆる構造規制も両輪として必要というふうに考えております。その意味において、NTT東西とドコモ間において、こういった提供エリアの調整・連携が行われる可能性を高めるようなこういった責務をNTTドコモに課すというのは、現在の禁止行為規制がかかっている趣旨なんかも踏まえても、ここは適切ではないのではないかと考えております。こちらにも記載してございますけれども、そもそもMNOに対して最終保障提供責務を課すこと自体は、これはドコモさんに限らず、全ての事業者に対して不適切というふうに考えており、そのような観点でこのような記載をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

【三友主査】      ありがとうございます。失礼いたしました。



大変多くの方がお手を挙げていらっしゃると思いますので、大変申し訳ありませんが、3人ずつ御発言、あるいは御質問いただいて、回答いただきたいと思います。

では、まず最初に相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。

私からはほとんど感想に近いことなんですけれども、PSTNマイグレーションのときにはかなり長い時間かけて、特にINSのデータ通信モードをどう移行させるかということについて検討を行ったということで、今度もメタルをやめるに当たって、緊急通報をどうするのか、安心系サービスをどうするのか、もちろん、技術的な解決策というのは必ずやあると思うんですけれども、どういうところに行き着くかによって、その実現の難易度というのは違ってくるのかなということで、NTTさんが先に行き着く先を決めてから移行のことを考えるというふうにおっしゃっていたように聞こえたんですけれども、やはりそういう検討をしつつ、行き着く先を考えるというほうが合理的なのではないかなというふうに思いました。

それで、KDDIさんが公衆電話のことを挙げておりましたけれども、私としては、前から光ファイバを引き込むのが難しい集合住宅等の扱いをどうするかということで、安心系サービスということでちょっと思い出したんですけれども、介護施設等に入居していらっしゃる方に御家族が何かのときに連絡を取りたいということで、そういうところに電話のみ引いていらっしゃるというケースが結構あるんじゃないかなというふうに思いまして、それを光ファイバの上に乗せるということでかなり値段が上がるというようなことだとうようなのかなというように、いろいろなケースがあると思います。どういうケースがあるのかということをよく掘り起こして、全体的な移行というものを念頭に置きながら、どういうところに落ち着かせるのがいいのかなということを検討したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りますが、一部は次回、総務省から緊急通報に関して御発表いただけるということでございますので、その中にぜひ含めていただければというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、砂田構成員、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。質問と意見があります。

質問はKDDIにお願いしたいんですが、緊急通報の説明を詳しくいただきありがとう

ございました。モバイル網ではいろいろ問題があるということを理解しました。ただ、現実には既に携帯も含めたモバイルからの通報が大半を占めていて、単身世帯でも固定電話を持っていない人が多いですし、緊急通報が多い災害時には避難で自宅を離れて固定電話を使えないといった状況になりますので、モバイル網での緊急通報の機能や質を高めるとするのは非常に重要な課題と思います。そこで、KDDIとしては、この課題に関して、例えばオプションサービスの提供など、どのような取組をなさっているのか教えていただきたいというのが質問です。

次に、意見なんですけれども、ソフトバンク資料の8ページなんですけど、仮にモバイル網固定電話を位置付ける場合、市場で現に提供されているサービスに影響を与えないとか、利用者の理解が必要とあります。私は基本的にこの御意見には賛同いたします。その理由は対象役務を検討する基本的3要件の解釈に関わっているんで、ちょっとその点について意見を言わせていただきます。

このページの1つ前の7ページには、3要件の不可欠性について、品質を勘案するという事務局資料を引用されています。私も基本的3要件で検討する方針に賛成ですけども、不可欠性の解釈に関してはここでも合意が形成されていないと感じていまして、これまでも市場競争だとか技術特性だとか、今日は品質といった点で勘案すべきという見解が提示されてきましたが、最も素直に考えれば、日常生活に不可欠なものとして国民に広く使われているかどうかという利用状況が真っ先に問われるはずだと思います。それよりも優先的に判断すべき基準があるとすれば、国民にとって非常に分かりづらいと思います。ここに書いてある品質に関しては、そもそも品質に問題があれば国民生活に不可欠になるほど使われないという意味で関係ありますけれども、国民が品質を受け入れてというか、ソフトバンクの言葉で言えば、十分理解して、生活に不可欠だと思っているサービスに対しては、政府が品質に問題があるから国民生活に不可欠ではないと主張するのもおかしい話に聞こえてしまいます。ですので、市場競争や技術特性、サービス品質というのは対象役務を検討する要件であることは否定しませんが、基本的3要件には含まれていないのではないかと解釈しています。現在の制度では、国民生活に不可欠な電話が固定電話と公衆電話等で、携帯とかスマホとかが含まれていないわけですけども、それに対して疑問を感じる利用者は多いと思いますし、結果として利用者目線とか利用者の利益というときに、主に固定電話の利用者が想定されて、モバイル利用者が視野に入っていないというのも、国民には不可解じゃないかと思います。というわけで、ユニバーサルサービスを既

存の制度の方から考えるのではなくて、利用者、国民の方から考えて、制度をもう少し大きく、大胆に見直すべきではないかなというのが私の意見です。

以上です。ありがとうございました。

【三友主査】      ありがとうございました。後ほどKDDIさんから回答をいただきます。続きまして、春日構成員、お願いします。

【春日構成員】    春日です。遅れまして、申し訳ございません。

私の方からは1点だけコメントをさせていただきたいと思うんですけども、KDDIさんの発表資料の11ページ目の辺りだったと思うんですけども、先ほどから何回か意見がありました安心系サービスのアンケート調査が紹介されています。こちらではいくつかの回答結果が紹介されていますが、アンケート自体はちょっと古い結果ではないのかなと思っていて、2016年頃の結果を示されているようです。ごめんなさい、私がひょっとしたら間違えているかもしれませんが、例えば自治体が高齢者に貸し出す緊急通報装置などというサービスは、従来の電話に接続するものだけではなくて、LTE回線で接続するものも出てきているのではないかという認識を持っています。それから、ガスの検針サービスにつきましても、既にもうサービスを終了しているものではないかという気もいたします。その事実が実際にどうかという点はいったん横においたとしても、申し上げたい点は、技術進歩が著しく変化も早い業態ですので、技術革新で変化した分を十分考慮した上で、代替サービスがあるのかどうかということも含めて検討することが必要ではないのかなと感じました。

以上です。

【三友主査】      ありがとうございました。

それでは、KDDIさんに2つ質問がありますので、それをまずお答えいただけますでしょうか。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】      KDDIです。御質問ありがとうございます。

まず、砂田先生、ありがとうございます。

緊急通報ですけれども、もしかしたら私の説明が誤解を招いたかもしれませんが、どちらかというと、モバイルの緊急通報の機能については、機能を高めるというよりは、これは緊急通報受理機関さんとこれまでモバイルをどう扱うかという交渉をしてきた中で今の形に落ち着いていて、これは実現性であるとか、技術的問題だとか、コストだとか、そういったこともあって、今の形に落ち着いています。そういう意味では、先生おっしゃ

ったとおり、外出先であるとか、あるいは携帯しか持っていない御家庭とか、これはもうたくさんいらっしゃるって、現に緊急通報受理機関の皆さんは携帯での通報に関しても対応はしていただいていると。ただ、固定の方でこういう呼び返し機能とかがあればよりよいということで、もちろん、あるにこしたことはないわけです。そういった中で、今後、メタルから光、あるいはモバイルというものにニーズが移っていく中で、こういった呼び返し機能を持ったものからの緊急通報発信というのは減っていくと思うんですけども、そういった移行を見ながら、緊急通報受理機関さんの方でこういった機能なしでやっていけるのかどうかというところだと思います。やっていっていただけるということであれば、前回まで御議論いただいているとおり、なしというのものもあり得るんだろうと思います。ただし、今すぐに必要がないという話にはなかなかならないのかなと思っていて、これまで緊急通報受理機関さんとの交渉の中では、できる限りこういった機能をやってほしいと言われてきた経緯がありますし、先ほど事務局の方で海上保安庁、警察庁、消防庁と御確認いただいているということですので、その確認が取れていけば、前に進んでいけるんじゃないかというふうに思っています。

あと付け加えますと、消防に関しては消防庁さんとだけ話したら済むという話ではなくて、各消防本部さん、全国かなりの数ありますけれども、それぞれが……。

【三友主査】 すみません、簡潔にお願いできるとありがたいです。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 はい。予算を持ってやっていらっしゃるのので、そちらとの確認が必要かと思えます。

あと、春日先生、ありがとうございます。

代替サービスのところなんですけれども、こちらも例えば光で対応する安心系サービスとかできてきています。こちらを使うことは技術的には可能だというふうに理解しています。ただ、例えばですけれども、私の個人的な経験で言えば、私の親の自治体ですと、自治体の方で用意してくれるのは従来のメタル対応の安心系サービスしかなくて、光の方を使う場合は、コスト的に先ほどのアフォーダビリティとの関係、低廉性との関係でちょっと課題があるということで、まだここも過渡期なのかなというふうに思っていますが、技術的にはもちろん、移っていくものだというふうに理解しております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。大変失礼いたしました。

続きまして、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】      ありがとうございます。成城大学の岡田です。

私からはKDDIさん、ソフトバンクさん、楽天モバイルさんの3社の皆さんのプレゼンで共通に感じたのは、あまねく提供責務というものにまだかなり強くこだわっていらっしやるのかな。私、常々、最終保障提供責務に見直すべきであるという意見を申し上げてきました。これまでのワーキンググループでの議論でも、ある程度の合意というものは得つつあるのかなという印象を持っていたんですが、今回のプレゼンで細かく拝見すると、最終保障提供責務への移行には大枠では同意されつつ、その移行の時期については三者三様、ニュアンスの違いがあるように思いました。

例えば、KDDIさんでいうと、6ページですかね、今ちょうど出していただいているところですが、いろいろな課題解決が大前提であると。これがなければ、最終保障提供責務への移行はするべきではないというような書きぶりで、これは私の意見とは大分隔たりがあるなど、こういうような印象を持ちました。

また、ソフトバンクさんだと、14ページですかね、これもKDDIさんとは大分ニュアンスが違うんですが、課題のいろんな制約等が整理された暁で移行していくべきである、こういうことで、移行時期についても何年頃とは明記はされていませんけれども、この絵を見ると、かなり後の方なのかなと。そのようなニュアンスになっていると。

あと、楽天さんの資料は8ページぐらいですかね、これを拝見すると、はっきり時期はうかがえないのですが、一定の規律を課しつつということで、前の2社さんとはちょっとニュアンスは違うのかなという感じはしますけれども、あまねく提供責務を確保するということに力が置かれた主張になっているのかな、こういうような印象を受けます。

ということで、何が言いたいかということですが、そもそもこういう課題とおっしゃっているところですが、今、付随サービスとか、緊急通報であるとか、そういう様々な機能というものを各社さん問題にされているということなんですが、しかし、そもそもメタルの縮退をしていくプロセスで、どういう代替サービスに移行していくべきか、こういう話をしているわけで、そういうときの機能というのは、例えばほかの規律でいろいろ求めていくとか、あるいはワイヤレスであれば、電波法の規律という話もありましたが、そういう中で品質のいろんな規律をどう定めていくとか、そもそもどういう機能を代替サービスに持たせていくべきかということについては別個にきちんと話すべき重要なテーマだと思うんですが、今、ここで議論している最終保障提供責務にすべきか否かという話とはやや距離のある話ではないか、もっと独立に考えていくべきではないか、こういう印象を受

けました。

そういう意味では、メタルがなくなっていく中で、電話を単体で利用する人たちをどうするか、こういう話なんですね。電話しか使用しないよ、光IP電話に移行しないよ、こういう方が一定数残るだろうということで、そういう人にどういサービスを確保してあげなきゃいけないか、こういう話をしているわけなんですけれども、その場合に代替サービスの機能というもの、これはこれでしっかり議論する中で代替サービスへの移行を促していく、こういう話は大事だとは思いますが、それと今ここで言っているあまねく提供責務と最終保障提供責務の在り方という検討はちょっと切り離して議論するべきではないかな、こういう印象を受けました。

質問というよりコメントです。私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。大変重要な御指摘だというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、若林構成員、お願いします。

【若林構成員】 ありがとうございます。私の方からは、安心系サービスについて、これまで多くの方がおっしゃっていただいて、かぶっている部分もあるかと思えますけれども、手短かにコメントさせていただきたいと思えます。

私も身内が安心系サービスを利用していたことがあり、それが家族にとっても、本人にとっても大変重要な意味を持っておりましたので、やはりこれが利用できないというのは問題を生じ得ると思っております。代替サービスがあって、そこへの移行について説明をしていただくというような話を先ほどNTTさんからもお聞きしましたが、実際に旧サービスと移行先のサービスというのがもしあるのであれば、その利用の間には時間的なギャップがないように御配慮いただきたいと思えますし、それから先ほどKDDIさんの方からも少し言及がありましたけれども、利用者の方に移行のためのコストがかかってしまつては、結局、代替サービスがあつたとしても移れないという利用者も出てきますので、その辺の検討も必要かなと思っております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。気をつけるべき点として承りました。

続きまして、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。メタルの売却益のところ限定して、一言コメントさせていただきます。

先ほど林先生からの御質問に対して、NTTの服部様から御回答もあったところですが、実は10年前に一度議論していて、2013年、平成25年5月21日に行われたメタル回線のコストの在り方に関する検討会で、NTT東西さんが資料5-2でプレゼンいただいているんですね。当時は、メタルケーブルの收容替えだとか撤去については、まだ利用しているケーブル数も多いので、ケーブルを切り替えて撤去するというのはとてもじゃないけど金がかかってしょうがないというコメントで、結局、そのときには法人税基本通達の有姿除却という、実際に物を残しておいても税法上、損金算入できるという処理を選択されたんですね。10年たってマイグレーションも進んだことによって、今回、ゼロ收容ケーブルが大分出てきて売却することになったということだというふうに認識しているんですが、KDDIさんとソフトバンクさんが引用されているのは、NTT西日本さんが令和6年5月10日に公表された2023年度第25期決算についての説明資料しかないんですね。私も検索したんですが、ほかの資料が全然出てこなくて。NTTさんには、既にNTT西日本さんが地下ケーブル500キロメートル撤去したという実績があるようですから、ここら辺の撤去と売却に関する経緯についての御説明と、それから今後、NTT東日本を含めたNTT東西さんの撤去計画等については是非紹介いただき、討論する場を総務省に設けていただきたいというふうに思っています。

実は、KDDIさんの今回のプレゼンの5ページの一番下に出典が幾つかあるんですが、一番下はなかなか読みがいのある記事でありまして、写真がついているんですけども、写真の吹き出しには、THE NEW GOLD RUSH IS HEREと書いてあって、銅ラッシュなんじゃないのという感じなんですけれども、イギリス全土で70億ドルになるという試算があるというふうに書いてあるんですね。これ、150円換算すると、1兆500億円ですから、1兆円を超えるような総額になる可能性があるというふうに試算されています。我が国はもう少し大きくなりそうな気がするので、これについては、どのような扱いが望ましいのかについて、会計処理を含めてぜひ総務省に今後、議論の場を設けていただいて、各事業者さんも納得できるような方向で議論ができればというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。最近、銅の価格が非常に高騰してしまっていて、それに伴う盗難等も起こっているようでございます。銅の相場が大きく変わったということも反映しながらどうするかということについて今後検討していく必要があると思います。こ

の点は今後の課題とさせていただければというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、長田構成員、お待たせいたしました。

【長田構成員】 長田です。私も感想になります。

相田先生がおっしゃった、きちんと時間をかけて検討するべきだというところに賛成いたします。そして、電話網の移行のところなんかでも話し合っていく中でいろんな課題が出てきて、そして解決策が出ていく。その間に、こういうことが今後起こりますということとを一人一人、いろんなユーザに伝えていくという時間もそこで存在しますので、その中で自分たちに一番適切な移行先というのがどういうものなのかというのも考えるためのいろんな情報提供もできるのではないかと思うので、総務省の中で有識者だけで意見を詰めていったその次には、ぜひ広い皆さんにいろいろもっと知っていただくための時間と、そして移行について検証していくという場をつくっていただくのが適切ではないかなというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。国民の理解をまず最初ということだと思えます。ありがとうございました。

一応、皆様から御意見をいただきまして、特に御質問はなかったので、このまま次の議題に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。何か私の方で確認不足の点があればお知らせいただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、3社の皆様、どうもありがとうございました。その後、非常に活発な議論をいただきましてありがとうございます。

次の議題に移りたいと思います。本日は、事務局から情報通信インフラの確保及びその政策手段に関する検討課題について御説明をいただこうと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料9-4、情報通信インフラの確保及びその政策手段に関する検討課題について御説明します。

1ページを御覧ください。検討課題としましては、2030年頃の情報通信インフラの確保及びその政策手段についてどう考えるかというものでございます。

最初に、基本的考え方をまとめてございます。全国どこでも通信サービスが利用できる環境の実現に向けて、今後の情報通信インフラについては、平時には国民生活や経済活動を支え、非常時には安心・安全を確保する観点から、無線技術の進展や2035年頃のメタル



設備の縮退等も視野に、非地上系ネットワークを補完的に活用しつつ、固定網とモバイル網の双方により音声通話とブロードバンドが利用できる環境を確保することが重要であると考えられるが、この点についてどうかというものでございます。

この次がそのための政策手段についてでございます。こちらにつきましては、情報通信インフラの整備・維持は、事業者の自主的な取組が基本であるが、それだけでは実現困難な場合は、一定の政策手段を講ずることによりその実現を図ることが必要となるとしてございます。その政策手段としましては、一般的には、予算・税制上の支援措置、規制措置や受益者負担制度などがあり、これらを適切に組み合わせることが必要となるところ、これについてどうかというものでございまして、そのための留意点としまして下に3つございます。

1つ目の留意点が情報通信インフラの種類やその設置者の経営状況、市場の動向等に応じて判断し、国民負担が増加するような手段はできる限り避けること。2つ目の留意点が固定網は維持費用も大きいいため、維持費用に支援がない場合は整備が進まない面があること。3つ目の留意点としましては、モバイル網は、多数の基地局を設置するために多額の投資が必要であるが、有限希少な国民共有の財産である電波の割当てを受けており、電波の有効利用を図る観点から電波法等の制度に基づき整備・維持に関する規律を課すことが可能であること、また、固定網と異なり、全国的に展開する事業者が複数存在するため、事業者間のエリア拡大競争とともに、インフラシェアリング等により効率的な整備・維持を促進することが可能であること。以上、3つの留意点を記載してございます。

次に、2ページを御覧ください。こちらは固定網の整備・維持についてでございます。

固定網では、メタル回線と光ファイバで二重のアクセス網が構築されてございまして、メタル回線設備につきましては2035年頃に維持限界を迎えることとなりますが、メタル回線設備の円滑な縮退を図りつつ、光ファイバのエリアカバーの拡大や高度化を図ることが基本と考えられるが、どうかとしてございます。

また、メタル回線設備につきましては、2035年頃の縮退に向けて、メタル固定電話の既存利用者の代替サービスへの円滑な移行が必要となるため、NTTは、具体的な移行計画を策定し、総務省で移行計画の進捗を検証する等の取組が必要と考えられるが、どうかとしてございます。

次に、光ファイバは、情報通信の主たる基盤であり、デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、2027年度末までに光ファイバの世帯カバー率99.9%が目標とされているため、

これを着実に実現するとともに、残りの0.1%については、光ファイバと無線を組み合わせた効率的な整備・維持が必要と考えられるが、どうかとさせていただきます。

また、今後の光ファイバの整備・維持では、未整備エリアの解消に加え、公設光ファイバの民設移行が大きな課題となり、その解決には、維持コストが高い点の解消が重要となることから、引き続き予算措置による整備費用の支援に加えて、ユニバーサルサービス交付金制度による維持費用の支援が必要と考えられるが、どうかとさせていただきます。

3 ページを御覧ください。モバイル網の整備・維持についてでございます。

モバイル網は、時間と場所で通信速度が変化するため、固定網に比べ、伝送の安定性は劣るものの、コスト効率的に面的カバーが可能という特徴がございます。また、4Gと5Gでは整備の状況やその特性も異なりますので、そういった差異に留意しつつ、居住地域と非居住地域ごとに、整備・維持の在り方を考えることが必要ではないかとさせていただきます。

居住地域につきましては、4Gの人口カバー率が99%を超え、5Gの人口カバー率は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画において、2030年度末に99%を目標としておりまして、引き続き、4Gではエリア外居住人口の解消に向けて着実に取り組むとともに、5Gではこの目標の実現に向けて着実に取り組むことが必要と考えられるが、どうかとさせていただきます。

非居住地域につきましては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画におきまして、今後の自動運転などを想定するとともに、国民の利便性向上や安全・安心を確保する観点から、2030年度末の道路カバー率99%を目標としてございますので、この目標の実現などに向けて取り組むことが必要と考えられるが、どうかとさせていただきます。

また、モバイル網の整備・維持につきましては、MNO間の設備競争による整備・維持を基本としつつ、電波法等に基づく制度的措置、予算措置、税制措置によりまして整備費用の支援を行うことにより、MNOによる競争的な整備・維持と、インフラシェアリングや非常時における事業者間ローミングの推進等を含む協調的な整備・維持を両輪として促進することが必要と考えられるが、どうかとさせていただきます。

4 ページを御覧ください。非地上系ネットワークの活用についてでございます。

非地上系ネットワークは、平時では離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時にはネットワークの冗長性確保に有用でございます。非地上系ネットワークは、地上系ネットワークと比較しますと、いまだサービスの導入期・揺籃期にございますので、利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められない面などがあるため、現時点では、地上系ネットワークの代替ではなく、補完としての役割が期待されると考えられるが、どうかとし

てございます。

非地上系ネットワークのうち、衛星コンステレーションによるサービスにつきましては、今後は、携帯電話と衛星との直接通信が実現し、テキストベースから音声通話・データ通信に拡大することが計画されているため、エリアカバーに一定の役割が果たせるように、必要な制度整備の検討が必要と考えられるが、どうかとしてございます。

そして、HAPSによるサービスにつきましては、NTTドコモは2026年、ソフトバンクは2027年の商用化を目指しています。そのため、まずはスポット的なカバーや災害時の応急復旧への活用が想定されますけど、将来的には広範囲での高速・大容量のサービス提供が期待されることから、高度化に向けた研究開発を進めているところではございますけど、将来的に必要な制度の見直しが考えられるが、どうかとしてございます。

以上、情報通信インフラの確保及びその政策手段についての検討課題でございます。よろしく申し上げます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容に基づきまして、皆様からの御意見、あるいは御質問を受けたいと思います。この内容というのは、今後の論点整理につながっていくものだというふうに私も理解しております。皆様の御意見をいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。20分ほど質疑の時間を取ってございます。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林です。各論については先生方からいろいろ御議論あると思うので、1ページに書かれている全体の総論部分、基本的考え方について、一言させていただければと思います。

これは私の意見ですけれども、情報通信インフラというのは、ユニバーサルサービスの対象かどうかというのは問わず、社会資本の一つだという形で明確に位置付けるべきだと思います。ただ、政府の「社会資本重点整備計画」によると、一般に社会資本というのは、道路とか港湾とか鉄道とか水道とか、治山治水、農林水産、国有林みたいな形で、土木系とか、あるいは一次産業系に偏っている印象があります。もちろん、こういったインフラが日本の国土、国民にとって死活的に重要であるということ言うまでもないんですけれども、ただ、情報通信インフラというものがそれに十分に盛り込まれていないということに対して、やや国民感覚とずれているようにも思います。

そこで、このワーキンググループというのはユニバーサルサービスのワーキンググルー

プではあるんですけども、ただ、それが交付金の対象になるかどうかといった議論に矮小化して議論するんじゃないくて、ある種の広い視点から、情報通信インフラを広義の社会資本に位置付けた上で、かつ、物理インフラに限定するんじゃないくて、防災、ライフラインを含むソフト面も含めて、日本の近い将来のICTのグランドデザインを構築するという、社会資本としての通信インフラという側面を前面に打ち出した上で、あるべき論といえますか、あるいは情報通信版の社会資本重点整備計画みたいなものを打ち出してもいいと思うんですけども、そういった形で議論していくべきではないかなというふうにかねがね思っています。ただ、こういった議論は、望むらくはこのワーキンググループの最初にやってほしかったなという気はしております。

感想ですが、以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。この会合の範囲を超えるような内容でもあるんですけどもりますが、御指摘の点は非常に重要だと思っております。ありがとうございました。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。

質問1つと意見1つなんですけれども、まず、質問については4ページ目の最初のポツで、非地上系ネットワーク全体として現時点ではその補完としての役割であると。2つ目、3つ目のポツで衛星コンステレーション、HAPSそれぞれについて必要な制度整備の検討が必要とされるがと書かれていて、具体的にどんな制度整備の検討というのをイメージされているのがちょっとつかみにくかったので、御説明いただければと思います。

それから、意見の方としては、並行して走っているブロードバンドのユニバーサルサービスのコスト算定等々のあれでもって、ようやく数字が出てき始めたというところで、やっぱり最後の0.1%をそれこそFTTHでやるとしたらどれくらいかかるのかというようなものも見えてき始めている段階かと思っておりますので、まだちょっと粗削りといいたまうか、細かいところは詰められていない側面もあるかと思っておりますけれども、適当なタイミングでそういったようなもの、ファイバの方にお金がかかるのか、それとも海底ケーブルにお金がかかるのかといったような内訳等々も含めて、適当なタイミングで御紹介いただければというふうに思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございました。皆様からの質問を受けた上で総務省から回答

していただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 私の方からは一つ、コメントですけれども、5ページ目のデータに関するところです。自分の専門分野的にこのようなデータには高い関心を持って見ましたが、改めてこれを見てもみますと、特に右側のところで、日本のトラフィックは97.1%が固定のブロードバンド、2.9%という僅かな割合がモバイル網という状況で、現時点では固定回線が非常に大きな割合を占めていることが確認できます。モバイル網の利用を視野に入れていくことにしても、現段階ではやはり固定の部分というのが非常に大きな役割を占めているんだなというふうな認識を改めて確認できました。それを踏まえて申し上げますと、事務局案で示されております固定網とモバイル網の双方によって音声通話とブロードバンドが利用できる環境を確保することが重要という考え方が非常に大切で、賛同いたします。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。データに基づいた議論ということで、大変説得力があると思います。ありがとうございます。

続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。私も質問ではなくて意見です。

まず、3ページの一番下のポツのところに、モバイル網の整備・維持は、国民負担に繋がるユニバーサルサービス交付金で支援するのは避ける必要があるという記述がありますけれども、先ほども言いましたが、何をユニバーサルサービスとするかと交付金をどうするかは別の議論だと思っていまして、何をユニバーサルサービスにするかは3要件で考えて、その上で事業者が自主的にエリア拡大しているとか、他の政策手段で整備費用が賄われるといった事情を考慮し、例えば諸外国でもありますけれども、今年度はユニバーサルサービスの交付金を発動しないというような考え方もあり得るのではないかと思います。

また、その下に競争的な整備・維持と協調的な整備・維持を両輪で促進とありまして、ここは私は非常に重要だと思っています。特にこれから6Gに向けて、日本はオープン化で世界をリードしていこうとしているわけですので、とするとマルチベンダーでシステムをつくっていくとか、インフラ整備も全体最適にしていくという視点、それに向けた事業者間の協調の流れをいかにつくるかというのは、非常に日本の競争力にも関わってくるのだと思っています。ちなみに、日本のコンピュータ、IT分野は、1990年代以降、オープン化でそういうことができず、ベンダーもユーザも自前にこだわって競争力を失ったとい

う歴史がありますので、ともかくオープン化でリードするのであれば、協調を重視するという事は大事だと考えています。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。ユニバーサルサービスの議論と直接関わらないところも後段の部分はあるかと思うんですけれども、非常に重要な御指摘だと思います。前段につきましても大変重要な御指摘をいただきました。ありがとうございます。

それでは、お手が挙がっていらっしゃる方全員から御発言をいただきましたので、すみませんが、事務局からお願いできますでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 相田構成員から御質問のありました点についてお答えします。4ページの非地上系ネットワークの活用について、サービスの導入期・揺籃期にあるということと、利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められないということを書いています。また、容量的な問題もありまして、地上系ネットワークが、先ほど春日構成員から御紹介のありましたデータ容量の話もありますけど、そういったものを非地上系ネットワークだけで代替するのはまだ困難であると思いますので、ここでは地上系ネットワークの代替ではなく補完として書いています。

また、必要な制度整備の検討は、どういったことを想定しているのかという御質問がありましたけど、これは電波法の話になります。衛星コンステレーションにつきましても、携帯電話と衛星との直接通信がこれから行われようとしています。HAPSにつきましても、これから商用化を目指していこうとしています。そういった中で、無線局免許の種別をどう扱うのかですとか、電波利用料の支払いが二重払いにならないかとか、既存の電波法の制度において整理すべき課題というのはいろいろあると思いますので、そういったことを想定して、ここに記載してございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかに何か追加の御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。ただいまの総務省の回答に対してでも結構でございます。特にございませんか。

もしオブザーバの方から何かございましたら、この場でお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、林構成員が1点だけ補足ということで、お願いいたします。

【林構成員】 すみません、手短かに。

1ページの基本的考え方のところなんですけれども、またそこばかりにこだわって恐

縮なんですけれども、ここで書かれていることは、私も賛同するんですけども、その背景といいますか、これからの日本を取り巻く環境みたいなところも少し記述していただいてもいいのかなというふうに思いました。

御案内のとおり、設備がいろんなところでますます老朽化して、別にメタルに限らず、社会資本全般的に老朽化が進んでいる中で、成長がなかなか見込めない、かつ少子高齢化というような社会課題みたいなものが背景にあって、こういった考え方も出てきているのかなと私なりに読んだんですけども。そういった日本を取り巻く社会課題の背景みたいなところも補足して記述していただくと、書かれてあることの理解も進むのかなというふうに思いました。ちょっと御検討いただければと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

総務省、どうでしょう。

【柳迫事業政策課調査官】 林構成員、コメントありがとうございます。御指摘の点については、検討させていただきます。

【三友主査】 またよろしく願います。

今、林先生が御指摘されたことというのも非常に重要でありまして、何となくタコつぼ的な議論になりがちなんですけれども、やはり大局を見なければいけないという指摘、皆様からもいただいているとおりでございます。よろしく願います。

ほかによろしいでしょうか。およそ今御説明いただいた内容につきましては大きな異論がございませんでしたので、今後、論点整理に向けて、また、加筆等も含めて整理していただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。事務局から電話のユニバーサルサービス責務及び交付金制度に関する検討課題について御説明をいただき、その後、意見交換の時間を取ります。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料9-5、電話のユニバーサルサービス責務及び交付金制度に関する検討課題について御説明します。

1ページをお開きください。ここでの検討課題としましては、最終保障提供責務に見直した場合、第一種適格電気通信事業者の義務、交付金の補填対象等についてどう考えるかというものでございます。

最初に、業務区域について記載してございます。前回、林構成員からもコメントをいただきましたとおり、固定電話につきましては、最終保障提供責務にするか、あまねく提供責務のままにするかという議論がこれまで行われてきたところでございます。あまねく提供責務を主張される根拠としましては、メタルの縮退に向けた代替サービスへの移行がきちんと終わらない段階で最終保障提供責務にした場合に、NTT東西のメタル固定電話の既存利用者が切り捨てられてしまうのではないかという懸念が示されていたと思います。そういったところから、前回の林構成員の御提案なども踏まえまして、最終保障提供責務とした場合であっても、メタル固定電話の既存利用者の代替サービスへの移行が終わっていない場合には、既存利用者の保護を図る観点から、業務区域の縮小を制限する規律が提案されたところでございますので、こちらについてどう考えるかというものでございます。

そして、既存利用者の保護に加えまして、業務区域の縮小という規律が今後、メタルの縮退というところでどういう効果を及ぼすのかというのが次でございます。仮に業務区域の縮小を制限する規律を課す場合、ここでいう業務区域というのは、例えば、メタル固定電話の業務区域とすることが考えられます。メタル固定電話の業務区域につきまして、区域ごとに既存の利用者が代替サービスに移行すれば、業務区域の縮小が認められるという形にすれば、今後、移行計画の具体的な進捗状況を管理していくに当たりまして、どこの区域で代替サービスへの移行が進んで、どこの区域が進んでいないのかというのを行政としても把握することが可能となりますので、業務区域の縮小に係る規律は、そういう面でも非常に有益だと考えられます。また、仮にこの規律を設ける場合には、規律対象となる地理的単位、都道府県ですとかなり広過ぎるというところもございまして、例えば市町村とすることが考えられるが、どうかとしているところでございます。

次が、仮に最終保障提供責務に見直した場合の第一種適格電気通信事業者の義務についてでございます。現行の電話のユニバーサルサービス制度では、第一種適格電気通信事業者は、都道府県の区域で世帯カバー率100%であることが指定の要件になっています。そのため、ユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務に見直した場合に、第一種適格電気通信事業者の義務につきましても、最終保障提供責務に見直すことについてどう考えるか、また、その場合の地理的単位につきましても、現行の都道府県から市町村に見直すことも考えられるが、どうかとしてございます。

最後が交付金制度でございます。固定電話につきまして、ユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合には、交付金の補填対象も最終保障提供責務に係る費用に限



定するという事も考えられます。他方で、最初にございました既存のメタル固定電話の利用者を保護するという観点から、移行が完了するまでは業務区域の縮小を制限する規律を課すのであれば、縮退が完了するまでの間は現行の内部相互補助を前提とした提供回線数をベースとした算定を基本としまして、必要な補正を行った上で、交付金を算定することが考えられますけど、これについてどうかとしてございます。

以上が第一種適格電気通信事業者の義務、交付金の補填対象等に関する検討課題でございます。先生方に御議論をいただければと思います。よろしく申し上げます。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、意見交換に移ります。本日御出席の構成員の中で御意見のある方、ぜひお願いいたします。こちらについても非常に重要な論点でございまして、皆様からの御意見をいただければと思います。

それでは、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。

かなり具体的な御提案をいただいているなというふうに拝見しました。最終保障提供責務に移行するに当たってのいろんな懸念ということ、各方面から出されているところですが、それに対して、ここでは業務区域の見直しを図ることによって対応していこうということで、都道府県単位ではなく市町村単位でということに移行の促進を図るという御提案、方向としてはよく理解できる内容だなというふうに思いました。

ただ、市町村といっても、かなり規模の差が大きいので、エリアの定義を見るときには、具体的な移行のしやすさ、100%世帯カバー率を実現するようなエリアのユニットをどういうふうに設けていくかというのはかなり慎重な検討が必要かなというふうに思いました。この点、例えばNTTさんは市町村単位という行政区画が物理的なネットワークのカバー率を考えるに当たって、どのぐらいレリバンシーを持ったものなのかということについて、どのような印象を持たれているのかなということについてちょっとお尋ねしたいなと。これは事務局というよりはNTTさんに聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、そのような質問があります。

それから、交付金制度については、先ほどの資料では社会インフラという位置付けから、いわゆる交付の在り方というのは、例えばいろんな補助金であるとか、あるいは税制措置であるとか、いろんな予算措置も絡めて、全体の位置付けの中で、このユニバーサルサービスの制度を位置付け直すという御提案だったと思います。そうすると、この交付金の在

り方というのもそういうことを前提に詰めていく必要があるかなということになるかと思  
います。ですので、その中ではまたモバイルをどう位置付けるかということも非常に重要、  
制度の根幹に関わる話になってくるところかと思えます。その辺り、例えばここで言っ  
ている回線の種類に応じて必要な補正というのは、もう少し具体的なイメージがあればちよ  
っと補足していただけると。交付金制度の最後のところですね、この辺り、どのようなイ  
メージをお持ちなのかということについて、もう少し具体的なイメージがあればお話し  
いただければと思います。

以上、2点です。

【三友主査】 ありがとうございます。1点目はNTTさんということで、2点目は  
事務局ということでよろしいでしょうか。

【岡田構成員】 はい、お願いします。

【三友主査】 それでは、物理的なネットワークと市町村という単位との整合性とい  
いますか、そちらについてお分かりになる範囲で結構でございますので、NTTさんから  
ぜひ回答をいただければと思います。

【日本電信電話株式会社（城所統括部長）】 NTT、城所です。

1点目の御質問ですが、「業務区域の地理的単位を現行の都道府県から市町村と少し小  
さい単位に見直し」といった考え方自体は、我々としても非常にありがたいと考えていま  
す。一方で、市町村単位が適切かどうかは詳細な議論をしていく必要があると思ってお  
ります。当然、メタルの設備の縮退もそうですが、NTTの局舎からそれぞれのエリアにケ  
ーブルを敷設している実態を踏まえ、もう少し細かい単位で綿密に計画を立てていく必要  
があるのではないかと想定しており、例えば、町字単位で管理をするといった点も含めて  
今後議論していただけるとありがたいと思っています。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続きまして、事務局から回答いただければと思います。

【柳迫事業政策課調査官】 岡田構成員、御質問ありがとうございました。

質問いただきました回線の種類に応じて必要な補正のイメージですが、現行の電話の  
ユニバーサルサービス交付金制度が基本的にメタル回線を前提にコストを算定しており  
ますので、無線や光回線を活用した場合、こういった場合のコストも含めて、全体としてど  
う考えるかという問題はございますので、無線や光回線を考慮した場合に必要な補正をす

る必要もあり得ると考えましたので、今回の資料では検討課題にこうした問題意識を踏まえて記載しているところでございます。

【三友主査】 岡田先生、いかがでしょうか。

【岡田構成員】 1点目の通信インフラの見直しの中でユニバーサルサービスの位置付けをし直すという大きな枠組みがあって、その中で交付金制度の在り方というのは考えていく必要があると、こういうふうに取り取りました。その中で、モバイルも含めた回線種別に応じた補正といったものをお考えというふうに取り取りましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。

【三友主査】 いかがでしょうか、NTTさん。

【岡田構成員】 NTTさんというか、事務局ですね。

【三友主査】 事務局の方がよろしいですか。2点目の方ですね、失礼いたしました。

【柳迫事業政策課調査官】 岡田構成員、ありがとうございます。

おっしゃいますとおり、何を電話のユニバーサルサービスに位置付けるかというところとセットで考える必要があると思いますけど、無線や光回線も含めて検討する必要があると思っていますので、その場合には、算定に当たって必要な補正を行うこともあり得ると考えています。

【岡田構成員】 ありがとうございます。結構です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 業務区域について意図しているところがちょっとよく分からなかったんですけども、現状ではあまねく提供責務があり、電話を提供するに当たって、メタルで引くのか、光回線電話にするのか、ワイヤレス固定については適用できる範囲に制限はございますけれども、どれで提供するかというのは完全にNTTさんの回線ごとに任されていると理解しているんですけども、この範囲はメタルでやりますというようなことを明確化するという、だからメタルで提供できるのはこの範囲ですというようなことで、メタルの範囲だけ明確化するのでしょうか、それとも光回線電話とかワイヤレス固定についてもこの範囲はこれでやりますというようなことを事前にユーザ周知するような意味をもって、それらについても業務区域を示すということなののでしょうか。ただ、いずれにしても、これまでの議論でもありましたように、ビル影で電波が受からないというようなところは個別対応というようなことになると思うので、その意味で業務区域の意味している

ところというのがちょっとよく分からなかったので、その辺りを少し明確化いただければと思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

【柳迫事業政策課調査官】 相田構成員、ありがとうございます。

御指摘のとおり、現行制度で業務区域というのは、特にインフラの種類に関係なく、通信サービスの業務区域として規定しているところでございますけど、今回、一つの提案として考えられますのがメタルの縮退に伴って既存利用者の代替サービスへの円滑な移行をどう図っていくかという観点で考えれば、例えば、既存の業務区域とは別にメタル固定電話の業務区域をまず出していただきまして、それで代替サービスへの移行が完了したところからその業務区域の縮退をやっていけば、今後、NTTさんが策定される具体的な移行計画の進捗を検証する上でも有益になるのではないかとということと、行政としても、代替サービスの移行が完了した区域がどこなのかということをしっかり制度として把握していく必要があると思ひまして、そういうことも勘案して、今回、検討課題として、既存の業務区域とは別にメタル固定電話の業務区域というのを提案させていただいたところでございます。

【相田主査代理】 分かりました。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 資料、ありがとうございます。

この辺の議論は本ワーキンググループでも何度か議論されたことがあり、先生方の御意見も明確になってきて議論も深まってきたように思います。事務局の御説明にありましたけれども、もし今までのあまねく提供義務を最終保障提供義務に見直すという場合に、やはり不安な要素がまだ結構あると感じました。市町村単位に見直す点もそうですし、まだ少し検討しなければいけないことがいろいろありそうに思いますので、最初の段階で業務区域の縮小を制限する何らかの規律を設けて、ユーザさんがきちんとサービスを受けられるような仕組みを残しておくということは、当面の間やむを得ないのではないかと個人的には感じました。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。事務局の御提案の内容に御賛同というふうに承りました。ありがとうございます。

続きまして、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。林です。

私がかねてよりあまねく提供責務か最終保障提供責務かという二元論、あるいは二項対立的な議論じゃなくて、両者のハイブリッド的な制度、平たく言いますと、両者のいいところ取りができるような制度を志向していくべきではないかということをお願いしてきたんですけれども、その具体化として、今回、1ページ目の業務区域で書かれてある2つの黒ポツの記述に具現化されたわけですけれども、少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、最初の黒ポツの業務区域の縮小を制限する規律の必要性については、私も賛同するんですけれども、これを電気通信事業法の施行規則にどう書き込むかという法技術論の話があると思います。特に既存利用者の保護の視点というのをどう書き込むかという視点が大事だと思います。これは現行の電気通信事業法施行規則にはそういうことを書いていませんので、そこが1つ。

それから、2つ目はこういった規律をエンフォースメントさせていくには、事務局もかねてよりおっしゃっていますように、都度都度に総務省の検証が必要です。以前、私はマイグレ委員会のようなものをつくってはどうかというふうに申し上げましたけれども、そういった総務省の都度都度の検証を重ねることが不可欠だと思います。

それから、2つ目の黒ポツについて、市町村にすると広過ぎるエリアとなるところもありますし、私が住んでいる名古屋市なんか、多分そうなんじゃないかと思うんですけど、あるいは町字単位ですと細か過ぎて、規律を動かしていくときの実現可能性あるいは執行コストの面で難ありだというふうに思いますので、この点はここで市町村だとか町字だとかを決め打ちせずに、岡田先生とNTTさんとのやり取りでもありましたように、今後の議論に委ねていくべきではないかなというふうに思います。

3点目は、ここで書かれてあることは、要は第一に最終保障提供責務にするにしても、メタルの移行を円滑に進めるということ、それと第二に、利用者利益をしっかりと担保していくということ、第三に、これは一番大事かもしれませんが、NTTさんの円滑な移行計画を行政としてしっかり把握しておくということ、この三つどもえといいますか、二兎追うどころか三兎追うという形で進めるモデルなんだということをおっしゃると事務局様

には強めに打ち出していただきたいというふうに思います。それがこの考え方のメリットをPRすることになるのかなというふうに思いました。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。後ほど事務局から今いただいた点について回答いただければというふうに思います。

続きまして、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

資料9-5については、基本的にこの考え方に賛同したいと思っております。今日、前半のプレゼンで、KDDIさん、ソフトバンクさんから時期を区切ってユニバーサルサービス責務から最終保障提供責務に切り替えるような提案をいただいたわけですが、それに比べると、こちらは縮退が進んだところから抜いていくという作業で、時間的な制約から解放されるというふうに思っております。その点で、これはなかなかいいなというふうに思っております。

先ほど城所さんの方から市町村よりは局舎のことを考えると町字はどうだという御意見をいただきました。私はハンドリングの点から、市町村ぐらいでとどめていくのがいいんじゃないかというふうに考えています。というのは、既にブロードバンドのユニバーサルサービスの方では町字の単位で23万町字について作業を進めておりまして、とてつもないデータ量なわけですね。11日にユニバーサルサービス政策委員会の下にあるブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループのところで、資料1で議論したんですけれども、大幅な赤字額算定のために、上位5%を高コスト地域として特定いたしました。これが1,661町字になります。1,000ぐらいのところには絞り込んでくると、大分見えてくるなという感じがあって、市町村単位って、あんまり正確な数字を知らないんですが、大体1,000のオーダーだと思うんですね。その意味でいうと、このぐらいのサイズ感の方がハンドリングしやすいんじゃないかというのが私の一つの思いでございます。

ただ、問題なのは、LRICを使って第一号交付金を算定しておりますので、LRICへの入力値が市町村単位で適切に取れるかどうか、そして入力値の入替えの問題がありますし、それから縮退に伴う対象地域からの抜取り作業もありますから、一定の負担ということを含めて回せるかどうかの確認が必要な点と、特に縮退の抜取りを考えると市町村ぐらいがよろしいんじゃないかというのが私の今の印象でございます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から回答をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 ありがとうございます。

業務区域の地理的単位につきましては、先生方から多くのコメントをいただきましたので、本日のコメントを踏まえましてしっかり検討していければと思っています。

また、最終保障提供責務にする場合の業務区域の縮小の制限につきましては、林構成員からコメントがありましており、移行の円滑化、利用者保護、そして、行政が具体的な移行計画をしっかりとグリッした上で進捗を把握していくということが重要だと考えますので、そういった点をしっかりと意識しながら、今後も整理していければと思っています。

【三友主査】 ありがとうございます。

また、事業者の皆様、オブザーバの皆様から何かございますか。

それでは、KDDIさん、よろしくをお願いいたします。

【KDDI株式会社（岸田執行役員）】 ありがとうございます。

1点だけ、資料9-5の議論を進める上で留意いただきたい点がございます。といたしますのは、電話のあまねく提供責務といったときに、当時の経緯からいくと、線路敷設基盤とか、こういった設備とサービス役務が一体であまねく電話の提供ということになりますので、メタルを巻き取っていったときに、線路敷設基盤の方の国民の資産というか特別な資産、これのあまねくが損なわれて勝手に処分されたり売却されたりということがあると、これは全ての通信の基盤ですので、ここの担保というのはこの話を進める上では考えていただきたいというふうに思っていますので、この点、よろしくをお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承りたいと思います。

相田先生、頂いている資料は市町村の数か何かですね。

【相田主査代理】 送られてしまいましたけれども、1,718市町村数だそうです。

【三友主査】 分かりました。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

本日も大変活発に御議論いただきまして、ありがとうございます。

林先生からランドデザインという御提案がございまして、今後の情報通信インフラにつきましては、やはり冗長性も確保しながら、膨大なトラフィックをカバーする、固定網、

モバイル網もうまく活用した、あるいは非地上系のネットワークも活用しながら、様々な形で国民の通信を維持する必要があるだろうというふうに思います。

ただ、ユニバーサルサービスというのはその一つの手段でありまして、そのほかに予算であるとか、税制、規制、受益者の負担制度も含めて様々な政策手段がございますので、これらのバランスをうまく考えながら進めていく必要もあるだろうと感じております。

そういう意味では、多様な政策手段を通じて、固定、モバイル、あるいは非地上系のコンビネーションをどういうふうに確保しながらユニバーサルサービスをつくり上げていくか、特に次世代のユニバーサルサービスをつくり上げていくかというところが大事だと思いました。

最後に、最終保障提供責務に関しては、皆さんの御意見はほぼ一致しているというふうに思います。事業者の方からは、MNOの皆様からは、あまねくを踏襲というような御意見もございましたけれども、これは今出ております検討課題の内容に置き換えられることができるのではないかと思います。業務区域に関しての制限があれば、あまねくと同じ効果をもたらすのではないかと感じております。

また、交付金制度をどうするかというのは今後のことになるかと思っておりますけれども、メタルとブロードバンドが併用されるような状況、2つの制度が走るようなときに、この交付金をどうするかというの、今後、課題になってくるのかなと思っておりますけれども、実際、どういう形で交付金の負担が行われるかということにも配慮が必要であり、メタルの巻き取りを後退させないような形での交付金制度というの考える必要があることも皆さんのご発言を聞いていて感じました。

これらにつきましては、この後、具体的な議論を続けていければと思っておりますので、また引き続きよろしく願いいたします。

以上で本日の議論を終了いたしますけれども、もし追加で御質問がありましたら、事務局の方にお送りいただければというふうに思います。

最後に、事務局より今後の予定について御説明ください。

【渡辺事業政策課係長】 事務局でございます。

次回会合の日時等は別途御連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

【三友主査】 それでは、本日はこれで閉会いたします。

長い時間、ありがとうございました。